

住吉川(右岸)河川敷清掃ボランティア団体

住吉川愛川会 会則

制定：平成26年4月1日

改訂：平成27年3月31日

住吉川愛川会

住吉川愛川会 会則

制定：平成26年4月1日
改訂：平成27年3月31日

(名 称)

第一条 本会は住吉川愛川会と称する。

(目 的)

第二条 本会は住吉川の愛護活動を通じ、公共施設愛護の精神と公衆道徳の高揚を図り、もって地域福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住吉川遊歩道の美化清掃など、環境の整備維持。
- (2) 住吉川遊歩道に付随した樹木の愛護、並びに植え込みの除草、清掃。
- (3) 住吉川遊歩道の健全な利用のための指導と建設局住之江公営所等との連絡調整。

(構 成)

第四条 本会は住吉川隣接町会及びその他団体を以って構成する。

(役 員)

第五条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計監査 1名
- (6) 顧問 1名

(役員の選出及び任務)

第六条 本会の役員選出及び任務については次のとおりとする。

- (1) 会長は幹事の互選とし、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は幹事の中から会長が指名し、会長を補佐する。
- (3) 幹事は各構成団体から選抜し、本会が支障なく運営できるよう協力を行う。
- (4) 会計は幹事の互選とし、本会の会計を司る。
- (5) 会計監査は幹事の互選とし、本会の会計を監査する。

(任 期)

第七条 本会の役員等の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員並びに幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第八条

- (1) 本会の事務所を本会会長宅に置く。
- (2) 管理運営の費用は、交付金、助成金、寄付金等でこれに充てる。
- (3) 定例役員会は、2月に開催し、収支決算、その他重要事項を可決する。
- (4) 臨時役員会は、会長の判断並びに役員の要請に応じ会長がこれを召集する。
- (5) 本会則は、平成26年4月1日より施行する。

(附 則)

この会則は、平成27年4月1日より施行する。